

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 西部ポンプ場ほかポンプ設備整備修繕

2. 特定業者名 株式会社 日星電機

3. 特定理由

本修繕は、㈱日立製作所が製造したポンプ設備の整備である。

ポンプ設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な整備を行い性能評価することが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。

よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。

標記業者は、製造者である㈱日立製作所からポンプ設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。

4. 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当すると判断されるため。

業者特定理由書

下記の理由により業者を特定する。

記

1. 件 名 常盤公園ポンプ場自家発電設備整備修繕
2. 特定業者名 株式会社 明電エンジニアリング 北海道支店
3. 特定理由
本修繕は、株式会社 明電舎が製造した自家発電設備の整備である。
自家発電設備の信頼性向上と機能維持を図り、円滑かつ効率的な運転を確保するためには、適確な点検整備及び性能評価を行うことが必要であり、製品に精通した知識や技術が必要不可欠となる。
よって、製造者が保有する機器独自の設計データがなければ履行が不可能である。
標記業者は、製造者である株式会社 明電舎から自家発電設備技術の継承を受けている道内唯一のサービス代理店であることから、特定するものである。
4. 根拠規定
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。